

平成27年度
長期優良住宅化リフォーム推進事業

【提案型】

募集要領

平成27年4月

目 次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業内容	1
2-1. 対象事業	1
2-2. 対象事業者	3
2-2-1. 提案者	3
2-2-2. 提案者の種別	4
2-3. 補助額	5
2-4. 評価基準	9
2-5. インспекション	10
3. 事業の実施方法	11
3-1. 提案公募	13
3-1-1. 公募	13
3-1-2. 審査結果	14
3-2. 補助金交付	14
3-2-1. 交付申請	15
3-2-2. 交付決定	15
3-2-3. 補助事業の計画変更について	15
3-2-4. 実績報告及び額の確定について	15
3-3. 事業中及び事業完了後の留意点	16
3-3-1. 取得財産の管理等について	16
3-3-2. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	16
3-3-3. 事業後の対応	16
3-3-4. 個人情報の利用目的	17
3-3-5. その他	17
4. 応募方法	18
4-1. 公募・事業登録期間	18
4-2. 事務局窓口連絡先	18
4-3. 提出方法	18
4-3-1. 事業登録	19
4-3-2. 応募書類の提出	19
4-4. 提出書類	20
4-4-1. 提出部数	20
4-4-2. 提出書類の注意事項	20
4-4-3. 記入に当たっての留意点	22
参考別表	25
応募書類様式	26

1. 事業の趣旨

本事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォーム及び適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の醸成、及びそれらの取組の普及を図ることを目的とします。

この募集要領は、「提案型」の長期優良住宅化リフォームに適用します。「提案型」の募集では、必ずしも評価基準によって評価できない性能向上工事や、長期にわたって住宅を維持保全する仕組み等について、リフォーム事業者等の幅広い提案を受けることにより、多様なリフォームのあり方や知見を収集し、新たな性能向上手法の実現、低コスト化、工期短縮等の実現を図るものです。

2. 事業内容

2-1. 対象事業

本事業の対象は既存の住宅（戸建住宅及び共同住宅等）※のリフォームとします。

※・一建物において住宅と非住宅が混在している場合、住宅部分の床面積が全体の過半の住宅のみを応募対象とします。その場合、共同住宅等の評価基準が適応されますので、共同住宅等として提案してください。また、非住宅部分のみの性能向上に関するリフォーム工事費は補助対象に含みません。

- ・1提案あたりの補助対象事業費の合計が30万円以下となる軽微なものは、本事業の対象外とします。
- ・リフォームに伴い、増築する場合、増築部分については補助対象外とします。

本事業（平成25年度以降の事業）において、一住戸が補助を受けられるのは原則1回限りとなります。下記の住宅については今回応募できませんので、ご注意ください。

- ・これまでの事業で採択を受け、かつ補助金交付申請済みの住宅。
- ・これまでの事業で採択された確定案件の住宅（ただし、補助金交付申請辞退届を提出した場合を除く）。

共同住宅等においては、共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受けることができ、その場合の1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。なお、所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合は共同住宅等共用部分として提案してください（併せて共同住宅専用部分の提案をする必要はありません）。

応募にあたっては、下記の（1）～（6）の要件を全て満足する必要があります。

- （1） **リフォームによる住宅性能または住宅性能を実現する仕組みについて、先導性・汎用性・独自性等の高度な提案性を有すること。**

例）・新技術（設計手法、工法、材料等）の導入

- ・地域独自の気候・風土への対応
- ・低コストな長期優良住宅化リフォームの実現手法

- ・長期に性能を維持保全する仕組み 等

学識経験者からなる評価委員会の評価を基に採択を決定します。平成 26 年度事業の評価結果や、提案・採択の概要等については下記の URL に掲載していますので、参考にして下さい。

- ・平成 26 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業「提案型」の評価結果
http://www.kenken.go.jp/chouki_r/past.html
- ・平成 26 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業シンポジウム資料
http://h26.choki-reform.com/guest_t/symposium_dl.html

(2) リフォーム後の住宅性能のうち、劣化対策の A 基準または A 基準相当、耐震性の A 基準を満たすものであること。

- ・評価基準については、P 9 の別表 4 及び別紙「平成 26 年度長期優良住宅化リフォーム推進事業評価基準」(以下、評価基準)を参照してください。
- ・劣化対策については、必ずしも評価基準によって評価できない提案を行う場合に限り、S 基準相当または A 基準相当とすることができます。
- ・耐震性については、評価基準によって A 基準を満たすことが必須です。A 基準を満たした上で、必ずしも評価基準によって評価できない提案によって S 基準相当とすることができます。
- ・工事後の性能評価は、補助事業完了実績報告書の提出時に確認します。評価基準に基づき評価した項目にあつては、建築士による工事内容の適合確認書類をもって確認します。また、提案の通りに工事されたことを確認するため、写真等の提出を求めることがあります。(詳細は P 15、3-2-4 参照)

(3) 一定の規模(別表 1 参照)を満たす既存の住宅であること。

- ・対象とする住宅は、リフォーム工事後において、下記、別表 1 の規模を満たす必要があります。

別表 1) 事業の対象となる住宅及び住戸の規模

住宅の種別	住戸の規模
戸建住宅	55㎡以上(1人世帯の一般型誘導居住面積水準)
共同住宅等	40㎡以上(1人世帯の都市居住型誘導居住面積水準)
戸建住宅・共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く面積)

- ※・店舗併用住宅等の非住宅用途の混在する住宅においては、共同住宅等の基準が適応されるため、住宅部分の面積が40㎡以上であることが必要です。
- ・共同住宅等の共用部分の提案をする場合、過半の住戸において住宅の規模の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。その場合の補助対象工事費は、(基準を満たしている住戸数) ÷ (全住戸数) を乗じた額となります。

(4) リフォーム工事着手前にインスペクション^{*}を実施すること。また、インスペクションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること。

- ・インスペクションは、インスペクター講習団体に登録されたインスペクター（インスペクター講習団体の実施する講習を受講し、修了考査に合格した建築士または施工管理技士）によって行うものとします。詳細はP10をご参照下さい。
- ・インスペクションは、原則として指定する現況検査チェックシートを用いて行うものとし、補助事業完了実績報告書提出の際に事務局へ提出するものとします。
- ・現況検査チェックシートは、登録インスペクターの情報を記入するため、表紙の書式が、平成26年度補正予算による公募から変更になっています。
- ・インスペクションで確認された劣化事象は、本事業のリフォーム工事で補修を行うこととします。ただし、当面の補修を必要としない場合に限り、維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定め、補助事業完了実績報告書提出の際に事務局へ提出することとします。
- ・インスペクションで確認された劣化事象を補修する工事費は、その内容により「特定性能向上リフォーム工事費」または「その他性能向上リフォーム工事費」（詳細はP6参照）に含むことができます。
※既存住宅の建設住宅性能評価に係る現況検査をもって、登録インスペクターによるインスペクションとみなすことができます。

(5) 原則として平成27年12月末までに工事着手するものであること。

- ・工事着工前に交付申請を行い、交付決定を受けることが必要です。
- ・リフォーム工事に実質的に取りかかった時点をもって工事着手とみなします。

(6) 原則として平成28年1月末までに工事完了し、かつ補助事業完了実績報告書の提出ができるものであること

- ・補助事業完了実績報告書は、原則として工事完了後1ヶ月以内に速やかに事務局に提出してください。
- ・平成28年1月末をもって、補助事業完了実績報告書の提出期限^{*}とします。
※やむを得ない事情により、平成28年1月末までに補助事業完了実績報告書を提出できない場合は、あらかじめ承認を受けたうえで平成28年度に繰り越すことができます。

2-2. 対象事業者

2-2-1. 提案者

下記a) またはb) に該当する者のいずれかとする。

- a) 本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う住宅のリフォーム工事発注者^{*}（以下、「発注者」とする）

※共同住宅等の管理組合を含む。なお、提案に際してはあらかじめ建築士等に相談するな

ど、評価基準や工事内容について十分確認することが望ましい。

b) 本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う工事施工業者

発注者提案に限り、発注者の承認を得て「事務代行者の承認届」(P 2 1 別表 6 参照)を提出した場合、設計事務所、コンサルタント、管理会社等の事務代行者によって提案に係る手続きを行うことができます。ただし、工事施工業者は事務代行者になることはできません。

2-2-2. 提案者の種別

提案者は下記 a) または b) のいずれかの者とし、原則、提案者と補助を受ける者は同一者とし、1 提案者につき、1 つの提案書のみ受け付けるものとします。

a) 単独提案者

- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者（共同住宅等の管理組合を含む）
- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う工事施工業者

b) グループ提案者

- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う 2 者以上の工事施工業者からなるグループ

a)、b) いずれの場合も、自ら施工を行わない業界団体、設計事務所、コンサルタント、建材商社等は、提案者となることはできません。

また、工事施工業者が自宅や自社物件等について自らリフォーム工事を行う場合は補助事業の対象とはなりません。買取再販物件においても工事請負契約が必要となりますのでご注意ください。

提案に当たっては下記の事項に留意してください。

- ・法人による提案の場合、同一の法人登記である者を一者とし、(採択時には登記簿等に記載された法人名称所在地、登記番号(会社法人等番号)を記載していただく他、交付申請時に所在地や事業実態等が確認できる登記簿等の書類が必要)
- ・グループ提案の場合、グループの代表提案者となる法人名等及びその代表者名を明記するものとし、提案に係る連絡は代表提案者を通じて行うものとします。
- ・グループ提案の場合、提案時にグループを構成する工事施工業者の法人名等及び、代表者名を明記してください。
- ・提案後のグループの構成者の追加は認めません。
- ・グループ提案の場合、提案書に記載する過去のリフォーム工事実績は、グループを構成する工事施工業者の実績の合計とします。
- ・グループによって提案された長期優良住宅化リフォーム工事は、グループを構成する工事施工業者であれば、どの者が実施しても構いません。
- ・補助金交付申請書及び補助事業完了実績報告書は、代表提案者により提出するものとします。
- ・グループを構成する工事施工業者は、単独で他の提案をすることや、他のグループに所属して他の提案をすることはできません。また、単独で 1 者が 2 つ以上の提案書を提出することはできません。重複して提案した場合、当該施工業者の提案は採択されないことがあります。

・これまでに実施した平成25年度及び平成26年度事業の公募において採択を受けている際の「単独/グループ」の別や、グループの構成及び代表提案者について、今回の応募の際に変更することが可能です。

・工事施工業者が提案者となる場合、本補助事業の補助金相当額は、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者に還元される必要があります。発注者が買取り再販事業者である場合には、購入者に還元される必要があります。

交付申請時に、発注者と工事施工業者間で補助金交付に関する契約を結び、契約の証書提出を求める予定です。

2-3. 補助額

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象額は、次の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額及び(2)に掲げる附帯事務費の合計です。

(1) 建設工事等に係る補助額

建設工事等^{※1}に係る補助金の額は、下記a)～c)に掲げる長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用^{※2}の合計の3分の1以内の額とします。ただし、「b) その他性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額は、「a) 特定性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額を超えない額とします。

※1) 設計費は建設工事費に含まないものとします。ただし、設計に伴って実施するインスペクションに要する費用、リフォーム工事の履歴情報のための図面作成等に要する費用は、それぞれの費用に含めることができます。

※2) 「提案型」においては、必ずしも別紙「評価基準」では評価できないが、評価基準(S・A基準)に相当する水準の長期優良住宅化リフォームを実現するために工事に要する費用を補助対象工事費に含めて提案することができます。

a) 特定性能向上リフォーム工事費

・P6別表2の性能項目に係る性能向上を図るリフォーム工事に要する費用及びその附帯工事に要する費用[※]

※・リフォーム工事後の性能がP6別表2に示す性能項目において、A基準またはA基準相当以上となる場合に限り、A基準またはA基準相当に満たない場合は、「b) その他性能向上リフォーム工事費」に含めることができます。評価基準の概要については、P9別表4及び別紙「評価基準」を参照してください。

・木造住宅において、劣化対策を図る工事にユニットバス設置工事を含む場合は、「a) 特定性能向上リフォーム工事」として1住戸あたりユニットバス設置工事費の1/3かつ30万円以内を補助対象工事費の上限とし、補助額の上限は10万円とします。

・維持管理・更新の容易性を向上させるための工事に排水管の交換、または更生工事を含む場合は、「a) 特定性能向上リフォーム工事費」に含むことができます。この場合、戸建住宅及び共同住宅等の専用部における排水管の交換または更生工事(附帯工事費を除く)を「a) 特定性能向上リフォーム工事費」の対象とします。

・排水管の交換や更生工事を行う場合、排水管が共用部分に位置する場合及び共用配

管が専用部分に位置する場合の附帯工事費を補助対象とします。ただし、戸建住宅及び共同住宅等の専用部分における附帯工事費は補助対象外とします。

- ・性能の向上を伴わない劣化事象の補修工事については「その他性能向上工事」に含むことは可能ですが、特定性能向上工事に含むことはできませんので、ご注意ください。

別表 2) 住宅の種類別の性能項目

住宅の種類	性能項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性 ⑤高齢者対策 ⑥可変性

b) その他性能向上リフォーム工事費

- ・ a) を除く工事で、住宅の性能向上に資するリフォーム工事に要する費用、及びその附帯工事に要する費用^{※1}
- ・ インспекションにおいて認められた劣化事象の補修工事に要する費用^{※2}
- ・ リフォーム後の性能がA基準に満たない項目に係る性能向上に資するリフォーム工事に要する費用

※1) ・補助対象に含まれない工事は、「特定性能向上リフォーム工事費」及び「その他性能向上リフォーム工事費」に該当しない別表3の工事等とします。

・ユニットバス設置に伴い高断熱浴槽を導入する場合は、ユニットバス設置工事費の1/3を上限に「b) その他性能向上リフォーム工事費」の対象とします。ただし、補助対象工事費の上限は30万円、補助額の上限は10万円とします。

※2) ・築10年以内の構造耐力上主要な部分や雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に係る補修等、事業者^{※3}に瑕疵担保責任がある工事は原則として補助対象外とします。

別表 3) 補助対象外の工事^{※1}

種別	補助対象外工事
専ら個人の嗜好に基づくリフォーム工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁・屋根の装飾及び、個人の趣味・嗜好による外壁の塗り替え ・ 天井、内壁等の壁紙等の内装工事 ・ 床材の設置・交換工事 ・ 家具（組み込み式を含む）の設置工事 ・ 間取りの変更工事 ・ トイレの設置・交換工事（節水型トイレ^{※2}を設置する場合を除く） ・ 浴室の設置・交換工事（劣化対策としてユニットバスを設置する場合及び、高断熱浴槽^{※3}を設置する場合を除く） ・ 洗面台の設置・交換工事 ・ システムキッチンの設置・交換工事 ・ その他、個人の趣味・嗜好に基づくリフォーム工事 等

住宅に組み込まれない設備・機器等の導入・交換	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房器具のうち、壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等、壁掛け式熱交換型換気設備 ・浴室・衛生関連設備のうち、シャワーヘッドの交換、食器洗浄機等 ・調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等） ・住戸内（戸建住宅及び共同住宅等）に設置する照明器具、共同住宅等の共用部における照明器具のうち電球の交換など工事を伴わない器具の交換 ・上記に類する発注者が分離して購入可能な後付けの家電に類するもの ・原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く） ・蓄電池 ・家具の固定のための器具及び工事 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外構・庭・塀・地盤に関する工事 ・太陽光発電設備 ・本補助事業の主旨に合わないと思われるもの 等

※1) 補助対象工事に伴う現状復帰及び現状と同等のものとするための費用については、補助対象とすることができます。

※2) その他性能向上工事として補助対象となる節水型トイレは JIS A 5207 の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限ります。

※3) その他性能向上工事として補助対象となる高断熱浴槽は JIS A 5532 の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限ります。

c) 長期優良住宅化リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクション、工事後に作成するリフォーム工事の履歴情報、維持保全計画^{※1}の作成に要する費用、及びリフォーム瑕疵保険^{※2}（大規模修繕瑕疵保険を含む、以下同じ）の保険料（検査料を含む）^{※3}

※1) 維持保全計画については、本事業によるリフォーム工事に際して作成するものを補助対象とします。

※2) 補助対象となるリフォーム瑕疵保険は、国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人による保険とします。

※3) c) に要する費用については、工事費に比べて著しく高額である場合には積算根拠の提示を求める場合があります。

(2) 附帯事務費

本補助事業の遂行に必要な経費の実績額に基づいて、P 2 5 別表 7 に掲げる附帯事務費として、上記の (1) に掲げる補助額 (国費) の合計額の 2. 2 % 以内の額を補助します。P 2 5 別表 8 に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

(3) 補助限度額

上記の(1)に掲げる補助額(国費)、(2)に掲げる附帯事務費の合計額については1住戸あたり^{※1}100万円を上限とすることを基本とします。ただし、全ての評価項目においてS基準又はS基準相当とし、かつ特に提案の先導性・汎用性・独自性等が認められる場合は200万円を上限とすることができます。その場合、提案内容を審査の上、補助上限額を決定します。

なお、1提案あたりの長期優良住宅化リフォーム工事の戸数及び補助額の上限は、応募の状況によって定めるものとします。目安として、単独提案者の場合は、補助額5,000万円程度、グループ提案者の場合は、補助額1億円程度^{※2, 3}とします。

※1) 共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受けた場合、1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。

※2) グループの構成者1者あたりの補助限度額は5,000万円程度とします。

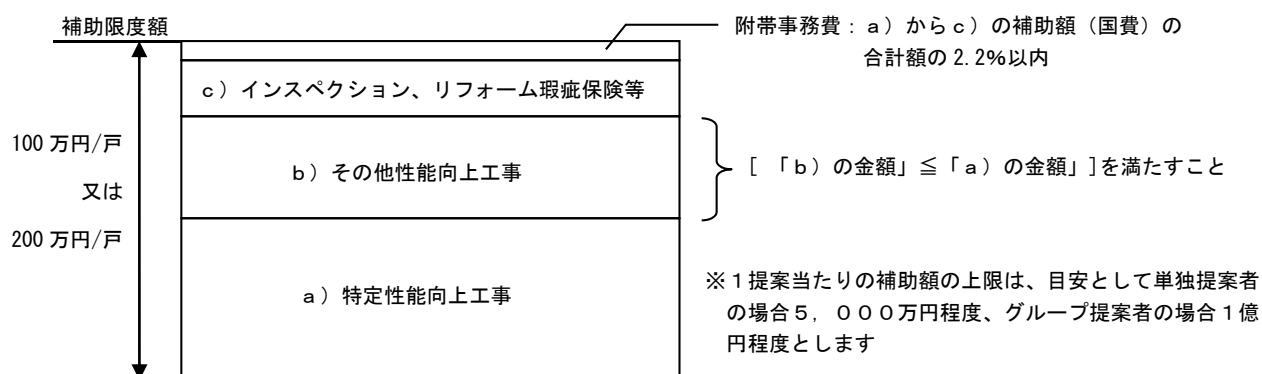
※3) 平成27年度5月中を目処に、評価基準に基づく長期優良住宅化リフォームの公募(以下、「評価基準型」)を実施予定です。「評価基準型」に応募する場合、補助限度額の上限は、「提案型」と「評価基準型」を合算して適用されます。また、グループ提案で「提案型」を提出し、その後「評価基準型」を提出する場合、グループの名称・構成は原則として変更できませんのでご注意ください。

(4) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象工事費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、適正化法)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることがあります。ただし、対象住宅において省エネ住宅ポイントを利用する場合、当事業において「省エネルギー対策」に係る工事を補助対象とすることはできません。また、その他のポイント発行対象工事内容についても本事業で重複して補助対象とすることはできません。

(参考) 補助限度額のイメージ



2-4. 評価基準

- ・リフォーム工事後の住宅性能に係る評価基準の概要は別表4の通りです。
- ・評価項目ごとの基準の詳細は別紙「評価基準」を参照してください。なお、これまでの本事業で採択済みの住宅については、原則として当該住宅の募集時の基準によります。

別表4) リフォーム後の住宅性能に係る評価基準の概要

詳細は、別紙「評価基準」を参照してください。

※新築認定基準＝平成21年国交省告示第209号「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」

	S基準	A基準
1. 構造躯体等の劣化対策	新築認定基準（＝劣化対策等級3に加え、構造の種類に応じて定められた基準）に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。	劣化対策等級2に加え、構造の種類に応じて定められた基準に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。
2. 耐震性	新築認定基準に適合すること。 又は、次のいずれかに適合すること。 ① 新耐震基準による住宅（住宅の着工時期が昭和56年6月1日以降）であり、かつ木造住宅にあつては基礎が鉄筋コンクリート造であることなど、一定の措置が講じられていること。 ② 耐震改修促進法に基づく耐震診断により、 $I_s \geq 0.6$ 、 $q \geq 1.0$ （木造は $I_w \geq 1.0$ ）であること。	S基準に適合すること。 又は、新耐震基準による住宅（住宅の着工時期が昭和56年6月1日以降）であること。
3. 省エネルギー対策	次のいずれかに適合すること。 ① 新築認定基準（＝断熱等性能等級（省エネルギー対策等級）4）に適合し、一定の気密性が確保されていること。 ② 一次エネルギー消費量等級4に適合し、一定の断熱措置が講じられ、一定の気密性が確保されていること。	次のいずれかに適合すること。 ※①、②については住宅の部分による適合も可 ① 断熱等性能等級（省エネルギー対策等級）3に適合し、開口部が一定基準を満たし、一定の気密性が確保されていること。 ② 一次エネルギー消費量等級4に適合し、一定の断熱措置が講じられ、一定の気密性が確保されていること。 ③ 別紙「評価基準」に示すタイプA～Cのいずれか
4. 維持管理・更新の容易性	新築認定基準（＝維持管理対策等級3）に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。	維持管理対策等級2に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。
5. 高齢者等対策 ※共同住宅等のみ	新築認定基準（＝高齢者等配慮対策（共用部分）等級3のうち一部の項目）に適合すること。 ただしエレベータ設置に代えて階段両側手すり設置を可とする。	新築認定基準（＝高齢者等配慮対策（共用部分）等級3のうち一部の項目）に適合すること。 ただしエレベータ設置を除く。
6. 可変性 ※共同住宅等のみ	新築認定基準（＝躯体天井高さ2,650mm以上）に適合すること。 又は、主たる居室天井高さ2,400mm以上	—
7. 住戸面積の確保	戸建住宅：55㎡以上、共同住宅：40㎡以上 戸建住宅・共同住宅共通：少なくとも1の階の床面積が40㎡以上（階段部分を除く）	
8. 居住環境への配慮	新築時に新築認定基準（地区計画等の区域内にある場合、これらの内容と調和）に適合していること。なお、既存建築物への適応については当該地区計画等の規定に準じる。	
9. 維持保全計画の策定	新築認定基準（点検の時期・内容を定めること等）に適合すること。 かつ、インスペクションにより判明した劣化事象についてリフォーム時に補修を行わない場合は、当該部分の点検・補修等の時期・内容を記載すること。また、点検の強化等が評価基準適合の条件となる場合は、その内容を記載すること。	

2-5. インスペクション

本事業において実施が必須となっているインスペクションは、インスペクター講習団体に登録されたインスペクターが行うものとします。インスペクター講習団体は、事務局ホームページにて公開しています。登録インスペクターは採択後にインスペクター講習団体のホームページにてご参照ください※。

※ホームページ上でインスペクターの氏名、所属、連絡先等を公開していない場合は、当該団体を通じてインスペクターに関する情報を入手してください。

ただし、対象住宅の近くに登録インスペクターが存在しない場合など、インスペクターへの依頼が困難な場合は、登録インスペクター以外の建築士資格者による実施とすることを可能とします。

【参考】インスペクター講習団体について

インスペクター講習団体及び登録するインスペクターは下記の事項を全て満たすことを必須とします。詳細は「長期優良住宅化リフォーム推進事業のためのインスペクター講習団体の募集について」をご参照ください。

(1) 団体の要件

- ・住宅のインスペクションの講習会及び講習後の修了考査を行った上で合格者について登録を行っていること※。
- ・※インスペクター講習団体によるインスペクションに関する考査に合格済であり、かつ十分にインスペクションの実績を有する者については、「ガイドライン」に則った講習を補完的に受講することによって、登録できることとする。
- ・登録されているインスペクターについてホームページ等で公表していること。
- ・登録されているインスペクターに対する監督※が可能であること。
- ・※登録されているインスペクターに不正が明らかとなった場合、国土交通省に報告するとともに、当該インスペクターに関する情報を公開されているホームページから削除すること。
- ・登録されるインスペクターの数が概ね50人以上の規模であること。
- ・自らがインスペクションを実施する団体でないこと。
- ・団体の役員、理事等の過半が特定の住宅関連事業者等（リフォーム事業者、住宅生産者、宅地建物取引業者等）に属する、又は過去2年以内に属していた状態にないこと。

(2) 登録するインスペクターの要件

- ・インスペクター講習団体の実施する「既存住宅インスペクション・ガイドライン」（平成25年6月、国土交通省）（以下、ガイドライン）に沿った講習会を受講後、修了考査に合格し、インスペクター講習団体の登録を受けた者。
- ・「ガイドライン」に則ったインスペクションを適正に実施する能力を有すること。
- ・原則としてインスペクター講習団体のホームページで公表された者であること。
- ・建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士）または建築施工管理技士（1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士※¹）資格を有する者※²。

※1）2級建築施工管理技士については「建築」または「躯体かつ仕上げ」を有する者とし、

「躯体」のみまたは「仕上げ」のみを有する者は対象外とする。

※2) 建築士が本事業におけるインスペクションを実施可能とする住宅は建築士法第3条から第3条の3に基づき、保有資格ごとに設計・監理できる住宅とする。また、建築施工管理技士についてはそれぞれのインスペクターの実務経験を鑑み、インスペクションを実施できる種類の住宅を対象とすることが望ましい。

3. 事業の実施方法

本事業は別図1のとおり、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

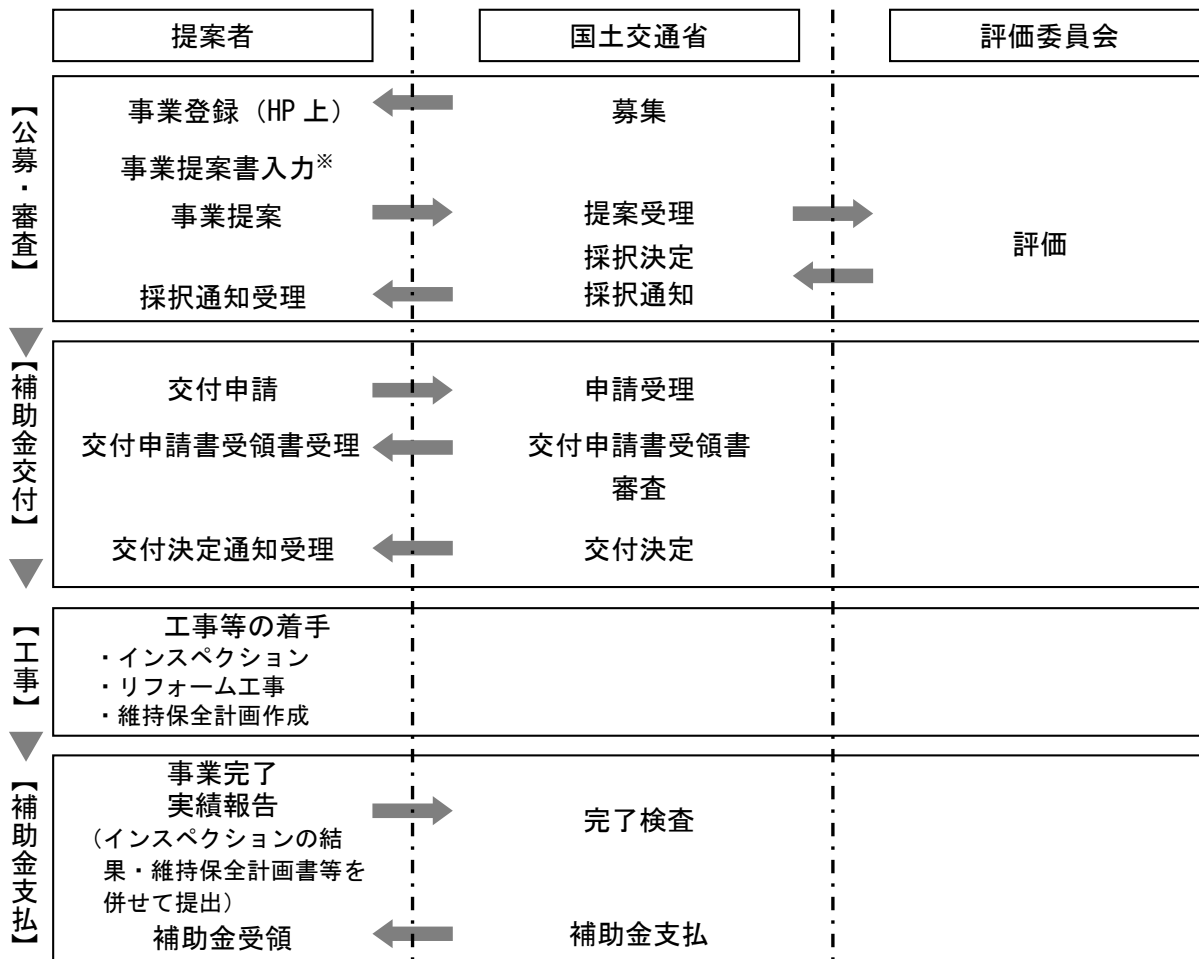
(1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては、事業登録と応募書類提出の2段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、P14「3-1-2」に記載のとおり、国立研究開発法人建築研究所に設置された学識経験者等による長期優良住宅化リフォーム推進事業評価委員会（以下、評価委員会）の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に補助事業完了実績報告を行っていただく必要があります。

別図 1) 公募・審査、補助金交付のフローの概略

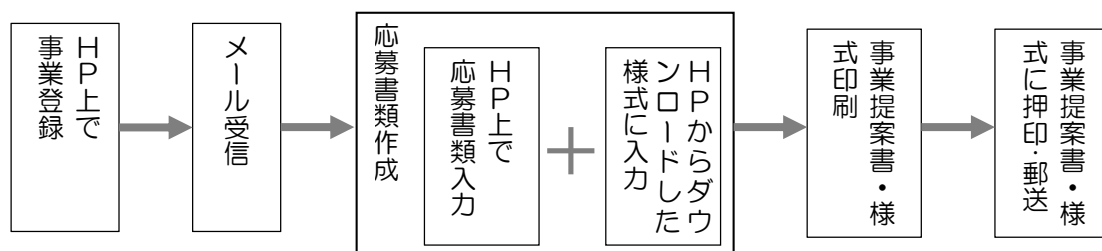


※事業提案書は、ホームページ上で入力していただく様式と、ホームページからダウンロードした上で記入していただく様式に分かれていますので、ご注意ください。

3-1. 提案公募

3-1-1. 公募

P18「4. 応募方法」に記載のとおり、公募期間中に本事業のホームページ（URLはP18参照）にて事業登録後、ホームページ上で事業提案書を入力し、必要書類を印刷して押印の上、提出してください。応募書類の提出前に、事業登録をしていただく必要がありますのでご注意ください。



事業提案書の内、提案内容を記述していただく以下の様式は、ホームページからダウンロードしたマイクロソフトワードの様式を用いて作成、印刷したものをその他の書類と一緒に郵送してください。

- ・様式 06-2（長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容）
- ・様式 06-4（100万円を超えて補助額を申請した妥当性に関する説明）

提案型の応募に際しては、確定案件は求めません。確定・未確定案件を分類せずに応募してください。また、1つの提案書の中で、複数の内容の提案をする場合は住宅の種別（戸建住宅・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分）や番号によって類型を分けて提案してください。

例：戸提-1 省エネ改修について〇〇〇の工夫をする提案 10戸
戸提-2 耐震改修について△△△の工夫をする提案 5戸
共専提-1 バリアフリーについて□□□の工夫をする提案 20戸 など

審査に当たって、リフォーム工事实施後の性能評価やリフォーム工事の概要、補助金申請額等の提出を求めます。なお、提出書類の詳細はP21別表6を参照してください。

※1) リフォーム工事实施後の性能について、別表5に示す通り戸建住宅（4項目）、共同住宅等（5項目）それぞれについて記載してください。住宅性能の評価区分を判断するに当たり、独自の提案や手法によってA基準及びS基準と同等と見なせる場合は、それぞれ「A基準相当」、「S基準相当」として評価区分を設定することができます。その場合は客観性のある検証結果や説明等を示すことが必要です。

別表 5) 評価区分の対象項目

住宅の種類	評価区分の対象項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等*	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性 ⑤高齢者対策

※共同住宅等では「可変性」は評価区分の対象項目には含みません(S基準以上となるリフォーム工事を行う場合、特定性能向上リフォーム工事の補助対象とすることは可能です。)

- 共同住宅等における「維持管理・更新の容易性」の評価は原則として共用配管・専用配管の基準を共に満たす必要があります。ただし、共用部分の提案をする場合、共用配管及び、過半の住戸における専用配管の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。その場合の補助対象工事費は、(基準を満たしている住戸数) ÷ (全住戸数) を乗じた額となります。

3-1-2. 審査結果

国土交通省が評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、提案者（グループ提案の場合は代表提案者）に通知します。また、採択された提案については公表する予定です。

応募多数の場合、先導性・汎用性・独自性等の認められる提案を優先的に採択し、採択事業、採択戸数、補助額を調整することがあります*。

- ※・優先順位をつける際、提案者の過去のリフォーム工事实績（グループ提案の場合はグループの構成者のリフォーム工事实績の合計）を考慮することがあります。
- 採択された事業数、戸数については予算の状況により変更や終了することがあります。その場合、事前に採択事業者と連絡するとともに、再度、書類を提出して頂く場合があります。
- 先導性・汎用性・独自性等の内容に応じて「評価基準型」の長期優良住宅化リフォームの提案よりも優先的に採択します。
- 平成26年度「提案型」の公募においては不採択となった場合、「評価基準型」として再応募を受付けましたが、本年度においては実施しません。なお、平成27年5月中を目処に公募予定の「評価基準型」においては本公募で提案した住宅を重複して提案することが可能です。同一の住宅を「提案型」と「評価基準型」の両方で採択をされた場合は、「評価基準型」の交付申請辞退届けを提出してください。
- 審査に当たり、事務局から追加資料の提出（補助対象とする工事の考え方等）を求める場合がありますのでご注意ください。

3-2. 補助金交付

審査結果の採択通知の際に、交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

3-2-1. 交付申請

交付申請は事業が採択され、提案した事業ごとに工事の内容が決まった時点で行ってください。交付申請の提出がない場合や、交付決定が行われない場合は、補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、交付申請時に設計図書、見積書等必要な書類を提出するとともに、リフォーム工事の内容が適合しているかどうかを建築士資格*を有するものによって確認していただきます。

※適合書類については、当該住宅について設計・工事監理ができる建築士免許を有する建築士が作成するものとします。

3-2-2. 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し、交付決定を行います。交付決定の結果は申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付規程及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

3-2-3. 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①、②を行おうとする場合には、あらかじめ、承認を得る必要があります。

- ①補助事業の内容の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付申請窓口（長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室）に報告し、その指示に従っていただきます。このような手続きを行わず、計画内容に変更があり採択された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

3-2-4. 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業完了後1ヶ月以内に、補助事業完了実績報告書を提出していただく必要があります。補助事業完了実績報告書の提出時には、併せて下記の確認をしますので、ご注意ください。

- ・補助事業完了実績報告書において、リフォーム工事が提案・採択の内容及び交付申請の内容と実際の工事内容が適合しているかどうかを確認します。工事内容の適合確認書類のうち、評価基準に基づく性能の確認については建築士資格*を有するものによるものとします。
※当該住宅について設計・工事監理ができる建築士免許を有する建築士によって確認するものとします。
- ・補助対象となっている住宅のインスペクションシートを確認します。

- ・補助対象となっている住宅の維持保全計画書及び長期優良住宅化リフォーム工事の履歴を確認します。
- ・リフォーム瑕疵保険に加入している場合、付保証明書を確認します。

補助事業完了実績報告書を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたことについての書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。詳細は採択時にお知らせします。

3-3. 事業中及び事業完了後の留意点

3-3-1. 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

3-3-2. 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

本事業では、必要に応じて「補助事業完了実績報告書」の提出後に、現地にて完了検査をする場合があります。また、補助金支払後についても現場検査を行うことがあります。万一、交付規程、募集要領、交付決定の内容等に違反する行為がなされた場合、次の①～③の措置が講じられ得ることに留意してください。

①適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

また、現況検査チェックシート、工事内容の適合書類等の本事業に必要なまたは関連する書類、図面等の作成を担当した建築士については、故意又は悪意による虚偽の記入・証明、未確認での記入・証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となる場合があります。

3-3-3. 事業後の対応

補助を受けた者が補助対象財産を販売等により他者に譲渡する場合は、承認が必要となります。ただし、買取再販を行うことが確定している案件については、交付申請時にその旨を申告し、売却決定時に承認を受けるものとします。売却後であっても、補助金等の交付の目的に反して使用する場合は国土交通大臣等の承認が必要となり、補助金の返還が求められることがあ

ります。

また、補助を受けた者は、事業実施内容の検査や、長期優良住宅化リフォームの調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

普及促進を目的に長期優良住宅化リフォームの推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

3-3-4. 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-3-5. その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 24 年 3 月 15 日付け国住生第 185 号）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け国住生第 845 号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

4. 応募方法

4-1. 公募・事業登録期間

公募期間・事業登録期間

平成27年4月24日（金）～平成27年5月29日（金）18時 必着*

※メール便をご利用する場合は、到着まで時間を要する場合がありますのでご注意ください。

4-2. 事務局窓口連絡先

質問・相談については、原則として、電子メール*又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本募集要領及び応募様式等は、以下のホームページからダウンロードしてください。また、本募集要領及び応募様式等は下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。

※メールでの問い合わせの際には、事業登録時に通知する応募番号を件名に記入して下さい。

※メールでの問い合わせの際には、事業登録時に通知する応募番号を件名に記入して下さい。

メールの件名の例) 【07XXXX】提案者についての質問

(応募書類の送付先*)

〒104-0031

東京都中央区京橋1-2-4 ノリオビル2階SMB710

国立研究開発法人建築研究所 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室

(問い合わせ先)

FAX : 03-5805-0533

メールアドレス: qanda@choki-reform.com

電話番号: 03-5805-0522

土日祝日を除き、9:30～17:00まで(12:00～12:45を除く)

(募集要領・応募様式等配布場所)

ホームページ: http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

(本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能)

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル4F

株式会社 市浦ハウジング&プランニング

長期優良住宅化リフォーム推進事業担当

4-3. 提出方法

応募にあたっては事業登録の上、応募書類を提出してください。

4-3-1. 事業登録

応募にあたり、本事業のホームページ (http://www.kenken.go.jp/chouki_r/) にて、応募者、事業概要等について、以下のとおり事業登録をしてください。

(1) 事業登録の内容（提案者の情報・連絡先、長期優良住宅化リフォーム推進事業の概要等）

(2) 留意点

- ① 事業登録のみでは、正式な応募とはなりません。 P 20、4-4-2に記載のとおり、申請にあたっては、応募書類の提出を期限内に行ってください。
- ② 事業登録では、長期優良住宅化リフォーム推進事業についての内容を登録してください。
- ③ 事業登録の受付時に、ホームページ上応募番号（算用数字6桁）を応募者に通知します。応募書類には、必ず通知された応募番号を記入してください。
- ④ 事業登録には、電子メールのアドレス登録が必要※となります。登録いただいた電子メールアドレスは、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。
また、一度登録された電子メールアドレスは、原則として変更することはできませんので、変更する必要が生じた場合は事業登録をやり直していただく必要があります。
※電子メールアドレスがない場合や、HP上での申請様式への入力ができない場合などは、P 18に記載の問い合わせ先まで事前にご相談ください。
- ⑤ 過去に事業登録を行ったことのある方も、今回の応募にあたっては、新たに事業登録を行っていただく必要があります。

4-3-2. 応募書類の提出

応募書類の提出は、以下に示す事項に留意して行ってください。

- ・申請内容をホームページ※上で入力し、出力した紙面に押印して、必要な場合には添付書類を揃えて、応募書類の提出先※まで郵送してください。

※ホームページのURL及び応募書類の提出先は、P 18を参照してください。

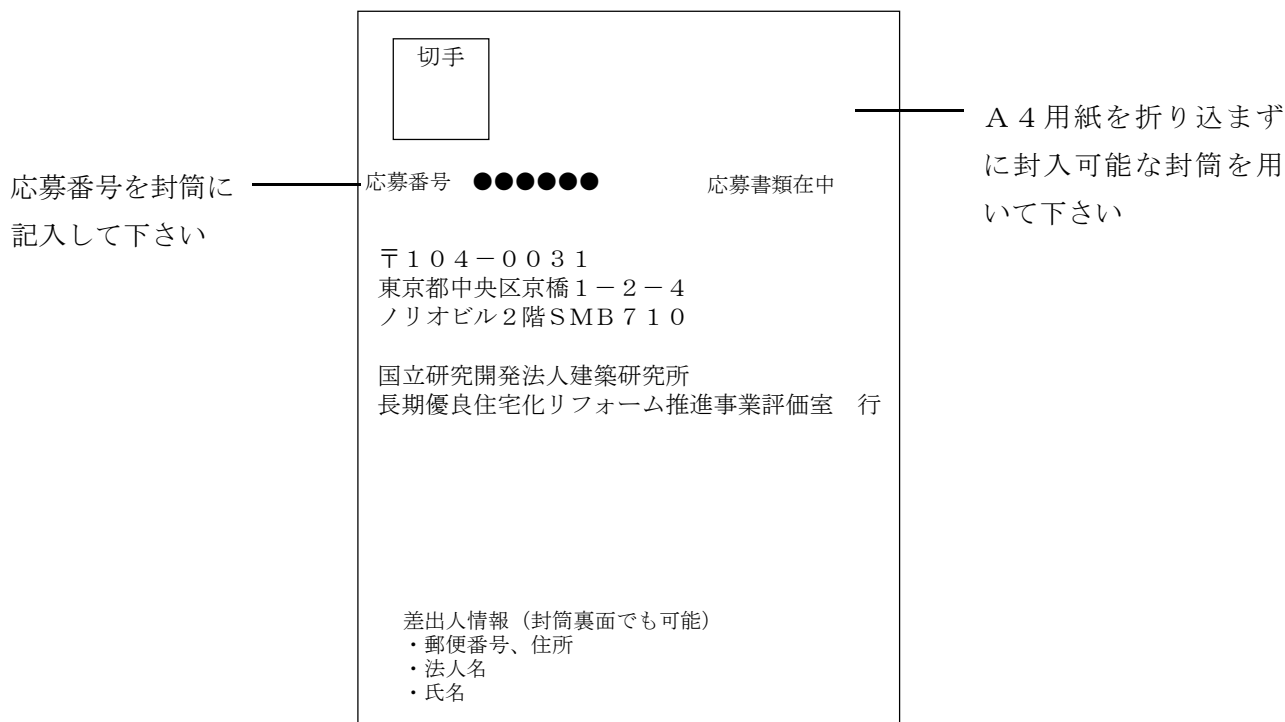
- ・平成25年度事業においてはCD-Rの提出を必須としましたが、平成27年度事業においては提出の必要はありません。

全ての応募書類の提出は、郵送※でのみ受付いたします。 応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法（簡易書留等）で申し込みをしてください。

郵送時は、必ず宛先に「長期優良住宅化リフォーム推進事業 担当」と記載してください。また、郵送時の封筒等に必ず事業登録時に通知された「応募番号」を記載し、「応募書類在中」の旨を記載してください。（公募締切後の応募書類の差し替えは認めません。）

※郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、到着日にご注意ください。

別図 2) 応募書類郵送用封筒の作成例



4-4. 提出書類

提案をしようとする者は、提出書類一覧表（P 21 別表 6 参照）に従って必要部数を揃えて提出してください。グループ申請の場合、全ての構成員者の押印が必要ですので、提出期限にご注意ください。

4-4-1. 提出部数

提出書類：3部※（正1部、正のコピー2部）

※全て片面印刷として下さい。

4-4-2. 提出書類の注意事項

- 1) 別表 6) に示す提出書類一覧表のうち、①～⑧のうちの必要書類を A4 サイズにまとめて、1部ずつダブルクリップで留めてください。
- 2) 提出書類は、ホームページ上の案内にしたがって入力・印刷した申請様式に押印したものとしてください。一部でも手書き修正されたものは事務処理を行うことができません。また、ホームページで入力した提案書の内、一部でも修正を行った場合は、当該ページ以外にも反映されることがありますので、必ずホームページで入力した提案書全体を印刷し直して押印し、提出してください。
- 3) 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、ホームページ上の入力が不適切または提出書類の内容と異なるもの、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 提出書類の内容について、事務局より問い合わせを行うことがありますので、提出書類の控えは必ず保管してください。提出書類の再発行等はいりません。

別表 6) 提出書類一覧表

書類名	提出書類 (◎必須、○必要 に応じて添付)	該当する様式	提出部数
⑥応募書類のチェック表	◎	様式 00	3部(正1部、正のコピー2部) ※A4サイズとして1部ずつダブルクリップ留めのこと
①提案申請書	◎	様式 01	
②-1 グループの構成者リスト※ ¹	○	様式 02-1	
②-2 グループの構成者※ ²	○	様式 02-2	
③ 補助事業の実施体制	◎	様式 03	
④-1 事業計画及び補助申請額(1)※ ³	◎	様式 04-1	
④-2 事業計画及び補助申請額(2)	◎	様式 04-2	
⑤ 事務代行者の承認届※ ⁴	○	様式 05	
⑥-1 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(提案項目・提案概要)	◎	様式 06-1	
⑥-2 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(提案の詳細内容)	◎	様式 06-2	
⑦性能項目別の措置の概要	◎	様式 06-3	
⑧事業計画及び補助金申請額(詳細)※ ⁵	○	様式 06-4	

※1・※2) グループ構成者リスト及び、グループ構成者はグループ申請の場合に添付してください。

※3) 住宅の種類別(戸建住宅、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分)に応じて、提案に必要な書類を提出してください。

※4) 発注者が設計事務所等を事務代行者として承認、届出を行う場合、提出してください。

※5) 1住戸当たりの補助上限額を200万円とする場合、提出してください。

4-4-3. 記入にあたっての留意点

【 】内は本事業の提案書作成を行うホームページ上のメニュー名を示していますので、ホームページ入力時にご確認ください。

①応募書類のチェック表（様式 00）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要書類が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・申請書PDFをダウンロードすると、一枚目に添付されますので、該当する項目の確認欄に手書きでチェックを入れ、「記入者の情報」を記入の上、提出してください。記入者の氏名は自署で記入してください。

①提案申請書（様式 01）：入力フォーム【申請書基本情報】から入力して下さい

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知するID（メールアドレス）・パスワードを用いて入力用ホームページにログインして入力してください。応募番号は自動的に入力されますので、事業登録時に送付されたメールに記載されている応募番号と合致しているか、確認してください。
- ・提案者の欄について、法人の場合は法人の代表者名と代表印を押印し、個人の場合は個人名と実印を押印してください。
- ・グループ提案の場合は、グループを構成する者から代表提案者を一者記載して下さい。
- ・発注者提案の場合、提案者連絡先には発注者本人または発注者に属する方（法人の場合は、当該法人に属する者とし、個人の場合は本人または家族等）としてください。
- ・提案者連絡先は、実務的な連絡を日中受けることが可能な方としてください。
- ・グループ名及び事業名は、他のグループ、事業と区別しやすい名称として下さい。また、グループ提案で「提案型」を提出し、かつ平成27年5月中を目処に公募予定の「評価基準型」を提出する場合、グループの名称・構成は原則として変更できませんのでご注意ください。

②-1～②-2 グループの構成者（様式 02-1、02-2）：入力フォーム【グループ提案構成者】から入力して下さい

- ・グループ提案の場合、グループを構成するすべての法人・団体等の名称及びその代表者名を、様式 02-2 グループ提案における構成者リストに記入して提出してください。
- ・グループ提案の場合、グループ提案構成者一覧に記入すれば、様式 02-1、様式 02-2 が自動生成されますので、印刷した様式 02-2 に各構成者による押印を得た上で、代表提案者が取りまとめて提出してください。また、未記入の様式 02-2 を印刷することができますので、手書きで記入、押印することが可能です。この場合、様式 02-1 と通し番号（No.）を整合させてください。
- ・これまでに実施した事業で採択を受けている場合であっても「単独/グループ」の別を変更することや、グループの代表提案者及び構成を変更することが可能です。
- ・1の提案者（グループの構成者を含む）が、単独・グループの別を問わず、今回の募集において、複数の提案書を提出することはできません。

③補助事業の実施体制（様式 03）：入力フォーム【補助事業の実施体制】から入力して下さい

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案者の直近3期分（年、年度、会計年度いずれも可）におけるリフォーム工事、及びリフォーム以外を含む総工事費の実績概要及び資本金（法人の場合に限る）を記入してください。グループ提案の場合は、グループを構成する者の実績の合計、代表提案者の資本金を記入して下さい。
- ・提案者以外の作業協力者がいる場合に、該当欄に法人名等を記入してください。（作業協力者がいない場合は、記入の必要はありません。）

④-1～④-2 事業計画及び補助金申請額（様式 04-1、様式 04-2）：入力フォーム【新規提案入力：戸建、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分】から入力して下さい。

- ・様式 04-1 には特定性能向上工事、その他性能向上工事、インスペクション等にかかる費用、附帯事務費に加えて、1住戸あたりの補助金交付の限度額を入力して下さい。1住戸あたりの補助申請額の上限を200万円とする場合には、様式 06-4 をホームページからダウンロードして、100万円を超えて補助上限額を申請する妥当性について説明してください。様式 06-4 は各類型で1枚を限度とします。
- ・様式 04-2 には1提案あたりの補助限度額を目安として定めていますのでご注意ください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満を切り捨てとしてください。特に、補助額や附帯事務費の算定にあたって、端数処理に注意してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑤事務代行者の承認届（様式 05）：ホームページから様式をダウンロードして作成して下さい。

- ・発注者提案の場合に設計事務所等が、事務代行者として提案を行う場合に提出してください。
- ・発注者が設計事務所等を事務代行者として承認したことを、双方の合意に基づいて提出していただく必要がありますので、発注者の同意と押印が必要です。

⑥-1～⑥-2 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容（様式 06-1、06-2）

<提案概要（様式 06-1）>：入力フォーム【新規提案入力：戸建、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分】から入力して下さい

- ・応募書類は提案する住宅の類型につき1枚を限度とします。1つの提案書の中で複数の内容を提案する場合に限り、住宅の種別や住宅番号による類型を分けて下さい。
- ・提案する内容をソフト技術、ハード技術の別に設定されている項目から選択してください。また、提案概要欄には、提案内容の要旨を簡潔に記述してください。

<提案概要（様式 06-2）>：様式をダウンロードして入力して下さい

- ・応募書類は提案する住宅の類型につき2枚以内とします。1つの提案書の中で複数の内容を提案する場合に限り、住宅の種別や住宅番号による類型を分けて下さい。

- ・様式 06-2 には、図表等を用いて明快に提案内容を記載するとともに、提案における先導性・汎用性・独自性等について記載してください。また、必要に応じて、客観性を有する検証結果等を記載してください。
- ・提案内容の説明のために必要な図、写真、グラフ等に限り、A4用紙2枚以内の添付資料を提出することが可能です。ただし、添付資料は参考として扱い、審査対象外とします。また、提案内容の説明は様式 06-2 の用紙2枚で完結するよう作成してください。

⑦性能項目別の措置の概要

＜性能項目別の措置の概要（様式 06-3）＞：入力フォーム【新規提案入力：戸建、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分】から入力して下さい

- ・提案する住宅類型ごとに1枚を限度とします。1つの提案書の中で複数の内容を提案する場合に限り、住宅の種別や住宅番号による類型を分けて下さい。
- ・それぞれの性能項目について、どの基準を満たすのかを記入してください。独自の提案によってA基準相当またはS基準相当の性能を有することが認められる場合は、それぞれ「A基準相当」、「S基準相当」と記入してください。また、それぞれの項目についてどのような措置を講じ、どのような効果があるのかを簡潔に記入してください。
ただし、耐震性については評価基準によりA基準以上を満たすことが必須です。（A基準を満たした上で独自の提案により、「S基準相当」とすることは可能です。）
- ・②提案概要欄には、図表等を用いずに文章のみを記入してください。

⑧事業計画及び補助金申請額（詳細）（様式 06-4）：様式をダウンロードして入力して下さい

- ・提案する住宅類型ごとに1枚を限度とします。1つの提案書の中で複数の内容を提案する場合に限り、住宅の種別や住宅番号による類型を分けて下さい。
- ・1住戸当たりの補助申請額の上限を200万円とする場合に、様式 06-4 をホームページからダウンロードして、100万円を超えて補助上限額を申請する妥当性について説明してください。様式 06-4 は各類型で1枚を限度とします。

参考別表

別表7) 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な人件費、旅費、一般管理費等

別表8) 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施（附帯事務を除く）するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための経費	---
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	-

応募書類のチェック表

■提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
様式01	提案申請書	提案者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
		提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う建築主または施工業者であるか	<input type="checkbox"/>
		事務代行を行う場合、提案者連絡先が事務代行者となっているか	<input type="checkbox"/>
様式02-1	グループ提案における構成者リスト	(グループ提案の場合)全ての構成者が記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式02-2	グループ提案における構成者	(グループ提案の場合)全ての構成者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
様式03	補助事業の実施体制	リフォーム工事の過去の概算実績が記載されているか	<input type="checkbox"/>
		提案者以外の作業協力者がいる場合、記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式04-1	事業計画及び補助申請額	補助申請額を200万円または100万円から選択しているか	<input type="checkbox"/>
		補助申請額を200万円とした場合、その妥当性の根拠を示しているか(様式06-4を記入しているか)	<input type="checkbox"/>
		補助申請額が、1住戸あたり附帯事務費を含め上限額以内となっているか	<input type="checkbox"/>
		その他性能向上リフォーム工事費が特定性能向上リフォーム工事費以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		補助申請総額が上下限を超えていないか(下限:10万円、上限:単独提案の場合5,000万円、グループ提案の場合1億円)	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式04-2	補助申請額の確認	補助申請総額が上限を超えていないか(単独提案の場合5,000万円、グループ提案の場合1億円) ※平成27年度5月中を目処に公募予定の評価基準型と合算して適用。	<input type="checkbox"/>
様式05	事務代行者の承認届	発注者、事務代行者の押印があるか	<input type="checkbox"/>
様式06-1	提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(提案項目・提案概要)	提案内容を記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式06-2	提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容(提案の詳細内容)	提案の詳細について、提案の種類ごとに2枚以内で説明しているか 提案番号、住宅種別・Noを記入しているか	<input type="checkbox"/>
様式06-3	性能項目別の措置の概要	提案する性能項目について、リフォームによる住宅性能の評価、および性能向上措置の概要・基準相当と判断する根拠を記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式06-4	補助申請額の妥当性確認	補助上限額を200万円とすることの妥当性に関する説明を記載しているか 提案番号、住宅種別・Noを記入しているか	<input type="checkbox"/>
提案書全体について		手書きによる修正を行っていないか(様式02-2,06-2,06-4を除く) 様式のバージョンが統一されているか(様式02-2,06-2,06-4を除く)	<input type="checkbox"/>

記入者	法人・団体名	氏名(自署) [※]

※)氏名は自署で記入して下さい。

申請日(記入日)	平成27年			月	日
提案番号	27	0	7		

国土交通大臣 太田昭宏 殿

平成27年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書 (提案型)

以下の内容により、長期優良住宅化リフォーム推進事業の提案を申請します。

応募番号	0	7			
------	---	---	--	--	--

事業名	
-----	--

提案者種別 (選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 単独提案	提案者(選択)	
	<input type="checkbox"/> グループ提案	グループ名	
		代表提案者の種別(選択)	

提案者※1 (グループ提案の場合は代表提案者)	法人・団体等の場合	法人・団体等の名称	フリガナ	印
		法人・団体等の住所	〒	
		代表者名	フリガナ	
	個人の場合	氏名	フリガナ	印
		住所	〒	
		役職名		

提案者連絡先(グループ提案の場合は代表提案者に属し、日中連絡を取れる方)				<input type="checkbox"/> 事務代行を行う
法人・団体等の名称				
部署名		フリガナ		
役職名		氏名		
メールアドレス				
電話	(内線)		住所	〒

※1) 代表提案者は、事業登録時に選択した者について、法人・団体等の場合は法人名又は団体名と代表者名を、個人の場合は、氏名を記入して下さい。

※2) 会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。

グループ提案における構成者リスト

(グループ提案のみ提出)

枚 / 枚

グループ名					
グループの構成者 ^{※1}					
構成者No ^{※2}	法人・団体等の名称 ^{※3}	フリガナ			
1 代表提案者	法人・団体等の名称 ^{※3}	フリガナ			
	フリガナ				
	フリガナ				
	フリガナ				
	フリガナ				
2	法人・団体等の住所	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	住所				
	電話番号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	代表者名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	担当者名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
3	法人・団体等の住所	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	住所				
	電話番号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	代表者名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	担当者名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
4	法人・団体等の住所	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	住所				
	電話番号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	代表者名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	担当者名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
5	法人・団体等の住所	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	住所				
	電話番号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	代表者名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	担当者名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ

- ※1) グループの構成者はリフォーム工事の施工者に限るものとします。
- ※2) 構成者No.1には代表提案者の情報(法人・団体等の名称)を記入してください。
- ※3) 法人・団体等の名称の記入は、法人の場合は登記簿の記載通りとし、英数字を含めて全角で記入してください。
- ※4) 会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。
- ※5) 構成者No2以降の欄に代表提案者を再記入しないでください。また同じ構成者を異なる構成者Noに再記入しないでください。(誤記入された場合、データを消去して空欄としてください。)

グループ提案における構成者^{※1}

(グループ提案のみ提出)

グループ名					
構成者No 2	法人・団体等の名称 ^{※2}	フリガナ			印
	法人・団体等の住所	〒			
	電話番号		会社法人等番号 ^{※3}		
	代表者名	役職名	氏名	フリガナ	
	担当者名	部署・役職名	氏名	フリガナ	

※1)グループの構成者はリフォーム工事の施工者に限るものとします。

※2)法人・団体等の名称の記入は、法人の場合は登記簿の記載通りとし、英数字を含めて全角で記入してください。

※3)会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。

(注)構成者No.欄には様式02-1と同じ番号を記入し、各構成者の名称、代表者名等を記入の上、押印してください。

補助事業の実施体制

1. リフォーム工事の概算実績

- ・提案者の直近3年(年、年度、会計年度いずれも可)の総工事費、及びリフォーム工事の概算実績(件数・総工事費)を記入してください。
- ・グループ提案の場合、グループ構成者の合計値を記載してください。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		3年間合計	
	戸	戸	戸	戸	千円	千円	千円	千円
戸建住宅・共同住宅専用部のリフォーム工事戸数							0	戸
共同住宅等共用部分のリフォーム工事件数							0	棟
リフォーム工事の総工事費							0	千円
リフォーム工事以外を含む総工事費							0	千円

代表提案者の資本金		千円	
-----------	--	----	--

- (注1) 消費税等は除いた額を記載してください。
- (注2) 千円未満は、切り捨てて入力してください(千円未満を入力された場合、切り捨てて処理して保存されます)。
- (注3) 発注者提案の場合、記入は不要です。
- (注4) 平成26年度の概算実績を記載することが難しい場合は、平成23～25年度の概算実績を記載してください。

2. 補助事業の実施体制

- ・提案者以外の作業協力者の有無を下記にチェックしてください。

作業協力者の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し
----------	--

- ・提案者以外の作業協力者が有りの場合は下記を記載してください。
(作業協力者がいない場合、未定の場合は記載不要です)
- ・長期優良住宅化リフォーム工事における役割がわかるよう、設計者、施工者等別に明記してください。

事業名	
-----	--

		法人名	代表者	連絡先(電話番号)
作業 協力者	設計者			
	施工者			
	リース事業者			
	建材メーカー			
	機器メーカー			
	商社			
	その他			

事業計画及び補助金申請額(1)/戸建住宅

■補助額の算定

NO.	施工対象 住戸数 (戸)	(1)特定性能向上 リフォーム工事費		(2)その他性能向上リフォーム 工事費			(3)インスペクション、リフォーム 履歴作成、維持保全計画作成、 リフォーム瑕疵保険に係る費用			小計 (千円)	附帯事務 費 (千円)	補助限度 額 (千円)	補助申請額 (千円)
		特定性能向上 工事に係る 事業費	補助額算 定用小計 (a)	その他性能 向上工事に 係る事業費	事業費の 1/3	補助額算定 用小計(b)	インスペク ション等※に 係る費用	リフォーム瑕 疵保険に係 る費用	補助額算定用 小計(c)				
	A	B	$C=B \times \frac{1}{3}$	D	$E=D \times \frac{1}{3}$	F:「C」、「E」 のいずれか低い 値	G	H	$I=(G+H) \times \frac{1}{3}$	$J=C+F+I$	K:「J」× 2.2%以内の 値	M:1000千円 または2000 千円	L:「J+K」と「A」× Mのいずれか低い 値
戸提 - 1													
戸提 - 2													
戸提 - 3													
戸提 - 4													
戸提 - 5													
戸提 - 6													
計	A'	B'	C'	D'	E'	F'	G'	H'	I'	J'	K'	M'	L'
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※)インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。

(注2)千円未満は、切り捨て処理としてください。

(注3)(2)の金額は(1)の金額を超えることはできません。

(注4)様式03-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて該当する欄に全額を記入してください。

(注5)評価基準によらず提案により実施する特定性能向上リフォーム工事に係る事業費は、(1)に含めてください。

補助限度額を200万円とした場合、別途様式を用いてその妥当性を説明してください。

補助限度額を200万円とした場合、この様式が添付されていないと、採択されないことがあります。

様式06-4の
ダウンロード

事業計画及び補助金申請額(1) / 共同住宅等専用部分

■ 補助額の算定

NO.	施工対象 住戸数 (戸)	(1) 特定性能向上 リフォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム 工事費			(3) インスペクション、リフォーム 履歴作成、維持保全計画作成、 リフォーム瑕疵保険に係る費用			小計 (千円)	附帯事務 費 (千円)	補助限度 額 (千円)	補助申請額 (千円)
		特定性能向上 工事に係る 事業費	補助額算 定用小計 (a)	その他性能 向上工事に 係る事業費	事業費の 1/3	補助額算定 用小計(b)	インスペク ション等※に 係る費用	リフォーム瑕 疵保険に係 る費用	補助額算定用 小計(c)				
	A	B	$C = B \times \frac{1}{3}$	D	$E = D \times \frac{1}{3}$	F:「C」、「E」 のいずれか低い値	G	H	$I = (G+H) \times \frac{1}{3}$	$J = C+F+I$	K:「J」× 2.2%以内の 値	M:1000千円 または2000 千円	L:「J+K」と「A」× Mのいずれか低い 値
共専提 - 1													
共専提 - 2													
共専提 - 3													
共専提 - 4													
共専提 - 5													
共専提 - 6													
計	A'	B'	C'	D'	E'	F'	G'	H'	I'	J'	K'	M'	L'
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※) インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

(注1) 消費税等は除いた額を記入してください。

(注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

(注3) (2)の金額は(1)の金額を超えることはできません。

(注4) 様式03-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて該当する欄に全額を記入してください。

(注5) 評価基準によらず提案により実施する特定性能向上リフォーム工事に係る事業費は、(1)に含めてください。

補助限度額を200万円とした場合、別途様式を用いてその妥当性を説明してください。

補助限度額を200万円とした場合、この様式が添付されていないと、採択されないことがあります。

様式06-4の
ダウンロード

事業計画及び補助金申請額(1) / 共同住宅等共用部分

■ 補助額の算定

NO.	施工対象 住戸数 (戸)	(1) 特定性能向上 リフォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工事費			(3) インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用			小計 (千円)	附帯事務 費 (千円)	補助限度 額 (千円)	補助申請額 (千円)
		特定性能向上 工事に係 る事業費	補助額算 定用小計 (a)	その他性能 向上工事に 係る事業費	事業費の 1/3	補助額算定 用小計(b)	インスペク ション等※に 係る費用	リフォーム瑕 疵保険に係 る費用	補助額算定用 小計(c)				
	A	B	$C = B \times \frac{1}{3}$	D	$E = D \times \frac{1}{3}$	F:「C」、「E」 のいずれか低い値	G	H	$I = (G+H) \times \frac{1}{3}$	$J = C+F+I$	K:「J」× 2.2%以内の 値	M: 1000千円 または2000 千円	L:「J+K」と「A」× Mのいずれか低い 値
共用提 - 1													
共用提 - 2													
共用提 - 3													
共用提 - 4													
共用提 - 5													
共用提 - 6													
計	A'	B'	C'	D'	E'	F'	G'	H'	I'	J'	K'	M'	L'
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※) インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

(注1) 消費税等は除いた額を記入してください。

(注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

(注3) (2)の金額は(1)の金額を超えることはできません。

(注4) 様式03-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて該当する欄に金額を記入してください。

(注5) 評価基準によらず提案により実施する特定性能向上リフォーム工事に係る事業費は、(1)に含めてください。

補助限度額を200万円とした場合、別途様式を用いてその妥当性を説明してください。

補助限度額を200万円とした場合、この様式が添付されていないと、採択されないことがあります。

様式06-4の
ダウンロード

事業計画及び補助金申請額(2)

(1) 事業費の計算

		戸建住宅	共同住宅等専用部分	共同住宅等共用部分	合計
長期優良住宅化リフォーム工事に 係る総事業費	事業費	①=(B')	0 千円	0 千円	0 千円
	事業費	②=(D')	0 千円	0 千円	0 千円
	事業費	③= (G'+H')	0 千円	0 千円	0 千円
事業費合計		④=①+②+③	0 千円	0 千円	0 千円

(2) 補助申請額の計算

		戸建住宅	共同住宅等専用部分	共同住宅等共用部分	合計
補助額合計		⑤=L'	0 千円	0 千円	0 千円
補助上下限額に収まっているかの確認 (収まっている場合はチェック)		□			

■ 他の補助金の有無

本事業以外に国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定の有無をチェックし、有る場合は事業名及び本事業との区分けを明記してください。

他の補助金有り	■
他の補助金無し	□

(注1) 消費税等は除いた額を記入してください。

(注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

提案型書式	提案番号
-------	------

<input type="checkbox"/>	事務代行を行います。
--------------------------	------------

事務代行者の承認届

長期優良住宅化リフォーム推進事業事務局 殿

平成27年度長期優良住宅化リフォーム推進事業にかかる事務代行者を以下の通りとして承認しましたので、届け出ます。

発注者	氏名	フリガナ	印
	住所		

事務代行者	名称	フリガナ		印
	住所	〒 —		
	代表者名	役職名	フリガナ	

提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容

構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> SRC造	<input type="checkbox"/> その他[]
----	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	--

■提案概要

①提案項目（複数選択可能）

主な提案項目※
(いずれか1つ)

ソフト技術	□生産・流通体制(ソフト技術全般)	□維持保全	□生産体制	□流通	□その他	□		
ハード技術	□構造躯体等の劣化対策	□設計	□施工	□維持保全	□調査	□その他	□	
	□耐震性	□設計	□施工	□維持保全	□調査	□その他	□	
	□省エネルギー対策	□設計	□施工	□維持保全	□調査	□その他	□	
	□計画・維持管理、バリアフリー等	□維持管理・更新の容易性	□設計	□施工	□維持保全	□調査	□その他	□
		□高齢者等対策	□設計	□施工	□維持保全	□調査	□その他	□
		□可変性	□設計	□施工	□維持保全	□調査	□その他	□
		□その他	□設計	□施工	□維持保全	□調査	□その他	□

※主な提案項目は、審査の際にどのWGで主に審査を受けるかを定めるものです。複数の項目にわたる提案を行う場合は、いずれか1つにチェックを入れてください。

②提案概要

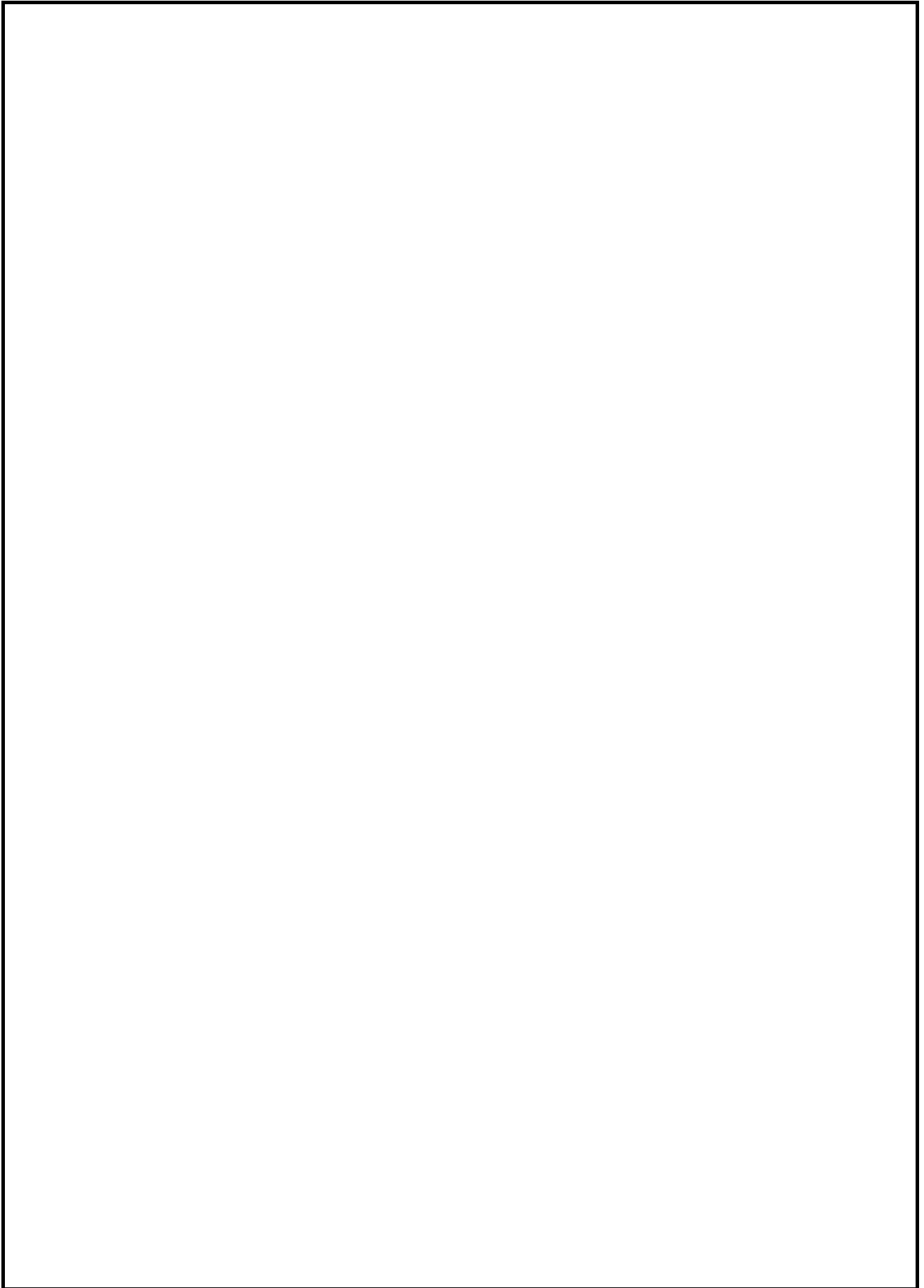
タイトル：

提案番号		住宅種別・No	
------	--	---------	--

③提案の詳細内容(提案の種類ごとに2枚以内)

1/2

タイトル	



提案型書式	提案番号
-------	------

■性能項目別の措置の概要

・S基準相当、A基準相当を選択する場合は、当該性能向上措置により、各々の基準に相当していると判断することができる根拠を示してください。

項目	リフォームによる住宅性能の評価	性能向上措置の概要・基準相当と判断する根拠
構造躯体等の劣化対策	<input type="checkbox"/> S基準	
	<input type="checkbox"/> S基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準	
	<input type="checkbox"/> A基準相当	
耐震性	<input type="checkbox"/> S基準	
	<input type="checkbox"/> S基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準	
省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> S基準	
	<input type="checkbox"/> S基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準	
	<input type="checkbox"/> A基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準未満	
維持管理・更新の容易性	<input type="checkbox"/> S基準	
	<input type="checkbox"/> S基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準	
	<input type="checkbox"/> A基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準未満	

■性能項目別の措置の概要

・S基準相当、A基準相当を選択する場合は、当該性能向上措置により、各々の基準に相当していると判断することができる根拠を示してください。

項目	リフォームによる住宅性能の評価	性能向上措置の概要・基準相当と判断する根拠
構造躯体等の劣化対策	<input type="checkbox"/> S基準	
	<input type="checkbox"/> S基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準	
	<input type="checkbox"/> A基準相当	
耐震性	<input type="checkbox"/> S基準	
	<input type="checkbox"/> S基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準	
省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> S基準	
	<input type="checkbox"/> S基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準	
	<input type="checkbox"/> A基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準未滿	
維持管理・更新の容易性	<input type="checkbox"/> S基準	
	<input type="checkbox"/> S基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準	
	<input type="checkbox"/> A基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準未滿	
高齢者等対策	<input type="checkbox"/> S基準	
	<input type="checkbox"/> S基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準	
	<input type="checkbox"/> A基準相当	
	<input type="checkbox"/> A基準未滿	
可変性	<input type="checkbox"/> S基準	
	<input type="checkbox"/> S基準相当	
	<input type="checkbox"/> S基準未滿	

提案番号		住宅種別・No	
------	--	---------	--

補助上限額を100万円超かつ200万円以下とする妥当性に関する説明

--